

1. 独立行政法人の概要（その1）

| NO. | 99 | 所管環境省 | 法人名 | 環境再生保全機構 | 職員の身分 | 非国家公務員 | |
|---------------------------|----|-------|--|-----------------|-----------------|------------------|--------|
| 法人概要 | | | ① 公害健康被害補償業務 ② 公害健康被害予防事業 ③ 地球環境基金事業 ④ PCB廃棄物処理助成業務 ⑤ 最終処分場維持管理積立金管理業務 ⑥ 石綿健康被害救済業務 ⑦ 債権管理回収業務 | | | | |
| 沿革 | | | ・S49.6 公害健康被害補償協会 → S63.3 公害健康被害補償予防協会 □————→ ・S40.10 公害防止事業団 → H4.10 環境事業団 → H16.4 独立行政法人環境再生保全機構 | | | | |
| 中期目標期間 | | | 平成21年4月～平成26年3月（5年間） | | | | |
| | | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | |
| 役員総数[官庁OB]（現役出向）（4/1時点） | | | 5 | 6 | 6 | 6 [0] (0) | |
| 常勤役員数 | | | 4 | 5 | 5 | 5 | |
| 非常勤役員数 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 常勤職員数[官庁OB]（現役出向）（4/1時点） | | | 145 | 144 | 143 | 142 [0] (10) | |
| うち間接部門 | | | 27 | 27 | 27 | 29 | |
| うち事業部門 | | | 118 | 117 | 116 | 113 | |
| 非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点） | | | 7 (0) | 10 (0) | 15 (0) | 16 (1) | |
| 給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案） | | | 112.8 (111.6) | 108.5 (107.7) | 108.3 (107.6) | - (-) | |
| 給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案） | | | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | |
| 年度 | | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | |
| 予算/決算 | | | 決算 | 決算 | 決算 | 当初予算 | |
| 一般会計（百万円） | | | 17,536 | 16,532 | 12,829 | 12,474 | |
| うち運営費交付金 | | | 1,990 | 1,929 | 1,781 | 1,505 | |
| うち施設整備費補助金 | | | - | - | - | - | |
| うち施設整備以外の補助金・交付金 | | | 15,543 | 14,594 | 11,034 | 10,969 | |
| うち委託費 | | | 3 | 9 | 14 | - | |
| うち出資金 | | | - | - | - | - | |
| 特別会計（特会名）（百万円） | | | 9,489 | 8,523 | 8,512 | 8,697 | |
| うち運営費交付金 | | | - | - | - | - | |
| うち施設整備費補助金 | | | - | - | - | - | |
| うち施設整備以外の補助金・交付金 | | | 9,489 | 8,523 | 8,512 | 8,697 | |
| うち委託費 | | | - | - | - | - | |
| うち出資金 | | | - | - | - | - | |
| 計 | | | 27,025 | 25,055 | 21,340 | 21,171 | |
| 支出額の推移（百万円） | | | 83,813 | 77,545 | 75,059 | 77,262 | |
| 収入額の推移（百万円） | | | 95,028 | 87,923 | 79,426 | 76,554 | |
| 国の財政支出/収入額（％） | | | 28.4% | 28.5% | 26.9% | 27.7% | |
| 財務データ （平成24年度、百万円） | | 資産合計 | 309,873 | うち流動資産 | 226,313 | | |
| | | 負債合計 | 234,331 | 純資産合計 | 75,542 | うち利益剰余金 | 15,894 |

1. 独立行政法人の概要（その2）

| | | | | |
|-----|----|-------|-----|----------|
| NO. | 99 | 所管環境省 | 法人名 | 環境再生保全機構 |
|-----|----|-------|-----|----------|

○事務・事業の構造等（平成25年度）

| 事務・事業名 | ①事務・事業の内容 及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容 | 支出額 (平成24年度決算) (百万円) | 収入額（百万円） (平成24年度決算) | | 特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度) | |
|------------------|---|----------------------------|------------------------|--------|-----------------------------------|------|
| | | | 内訳 (名称) | (額) | 法人名 | 額 |
| 公害健康被害補償業務 | ①公害健康被害補償制度は、汚染原因者の民事責任を踏まえた制度であり、本来的には原因者と被害者との間で損害賠償として処理されるものについて制度的解決を図るもので、本業務では、同制度に基づき、大気汚染原因者の大気汚染への寄与を勘案しつつ、全国の汚染原因者から補償に必要な費用（賦課金）の徴収を行い、国からの交付金と併せて、事業（補償業務）を実施する地方公共団体へ事業費を配分する業務等を行っている。 ②公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）、独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号） | 45,759 | 合計 | 45,733 | (特財)日本システム開発研究所 | 4 |
| | | | 国費 | 349 | (特財)日本国際協力センター | 0.2 |
| | | | 国費 | 8,802 | | |
| | | | 自己収入 | 44 | | |
| | | | 自己収入 | 36,512 | | |
| 公害健康被害予防事業 | ①当事業は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）の昭和62年改正において、地域指定を解除し、第一種指定地域の認定を終了したことと合わせて、地域の総合的な環境保健に関する施策の推進として創設されたものであり、健康被害に係る被害者等の健康を確保するため、同法第68条各号に規定する各種事業を行っている。 ②公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）、独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号） | 1,218 | 合計 | 1,113 | (公財)公害地域再生センター | 14 |
| | | | 国費 | 200 | (公財)水と緑の惑星保全機構 | 12 |
| | | | 自己収入 | 912 | (公財)日本科学技術振興財団 | 0.4 |
| | | | 自己収入 | 1 | (公社)大気環境学会 | 0.02 |
| | | | 自己収入 | | | |
| 地球環境基金事業 | ①本業務は、NGO・NPO活動の支援を通じて、国の環境政策に整合した形で、地球温暖化対策や生物多様性の保全など、国民にとって共通の利益である環境保全活動の推進を図る事業である。具体的には、全国的な規模の環境保全活動や全国的見地からモデル性の高い活動、開発途上地域における活動等への助成事業と、それら環境保全活動の振興に必要な調査研究や情報収集等の事業を行っている。 ②環境基本法（平成5年法律第91号）、独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）、環境基本計画（閣議決定） | 939 | 合計 | 924 | (公社)日本マレーシア協会 | 8 |
| | | | 国費 | 687 | (公財)公害地域再生センター | 4 |
| | | | 自己収入 | 220 | (公財)水と緑の惑星保全機構 | 1 |
| | | | 自己収入 | 17 | 地球環境基金助成事業（17法人） | 55 |
| | | | 自己収入 | | | |
| PCB廃棄物処理助成業務 | ①本業務は、高い有害性を有し、国民の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるPCB廃棄物の適正処理の推進にあたり、中小企業等が保有するPCB廃棄物を円滑に処理するため、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出資金により基金を造成し、中小企業等に必要な助成を行う業務である。 ②ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）、独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号） | 2,532 | 合計 | 3,070 | | |
| | | | 国費 | 59 | | |
| | | | 国費 | 1,500 | | |
| | | | 自己収入 | 1,396 | | |
| | | | 自己収入 | 115 | | |
| 最終処分場維持管理積立金管理業務 | ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という）において、廃棄物最終処分場の設置者に、あらかじめ、当該処分場の維持管理に必要な費用を積み立てることを義務づけ、これにより、廃棄物最終処分場の埋立終了後における適切な維持管理を確保することとしており、本業務では、それらの費用の積立及び取り戻し等の管理を行っている。 ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号） | 136 | 合計 | 130 | | |
| | | | 国費 | 23 | | |
| | | | 自己収入 | 107 | | |

事務・事業の構造等（平成25年度）

| | | | | |
|-----|----|-------|-----|----------|
| NO. | 99 | 所管環境省 | 法人名 | 環境再生保全機構 |
|-----|----|-------|-----|----------|

○事務・事業の構造等（平成25年度）

| | | | | | | | |
|------------|---|--------|------|------------------|--------------|-----------------|------|
| 石綿健康被害救済業務 | <p>①本業務は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づき、石綿による健康被害を受けた者等を認定し、救済給付等を行うものである。</p> <p>②石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）、独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）</p> | 4,284 | 合計 | 10,335 | (特社) 日本呼吸器学会 | 1 | |
| | | | 国費 | 石綿健康被害救済事業交付金 | 8,933 | (特社) 日本病理学会 | 1 |
| | | | 自己収入 | 業務収入（地公法共同体等拠出金） | 1,253 | (公財) 水と緑の惑星保全機構 | 0.1 |
| | | | | その他収入 | 149 | (特財) 地方自治情報センター | 0.03 |
| | | | 合計 | 18,121 | | | |
| 債権管理回収業務 | <p>①本業務は、旧環境事業団が実施した公害防止・環境保全事業に係る債権の管理回収を行う業務である。</p> <p>②独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）</p> | 20,191 | 合計 | 18,121 | | | |
| | | | 国費 | 運営費交付金 | 662 | | |
| | | | | 債権管理回収業務補助金 | 67 | | |
| | | | 自己収入 | 業務収入（事業資産譲渡収入等） | 14,383 | | |
| | | | | その他収入（遅延損害金等） | 209 | | |
| 環境再生保全機構債券 | 0 | | | | | | |
| 長期借入金 | 2,800 | | | | | | |

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）
 <平成24年度決算合計>

| | 法人合計（百万円） | 合計 | |
|------------|-----------|----------|-------|
| | | 労働保険特別会計 | |
| 特別会計 | | 8,512 | 8,512 |
| 石綿健康被害救済業務 | | 8,512 | 8,512 |

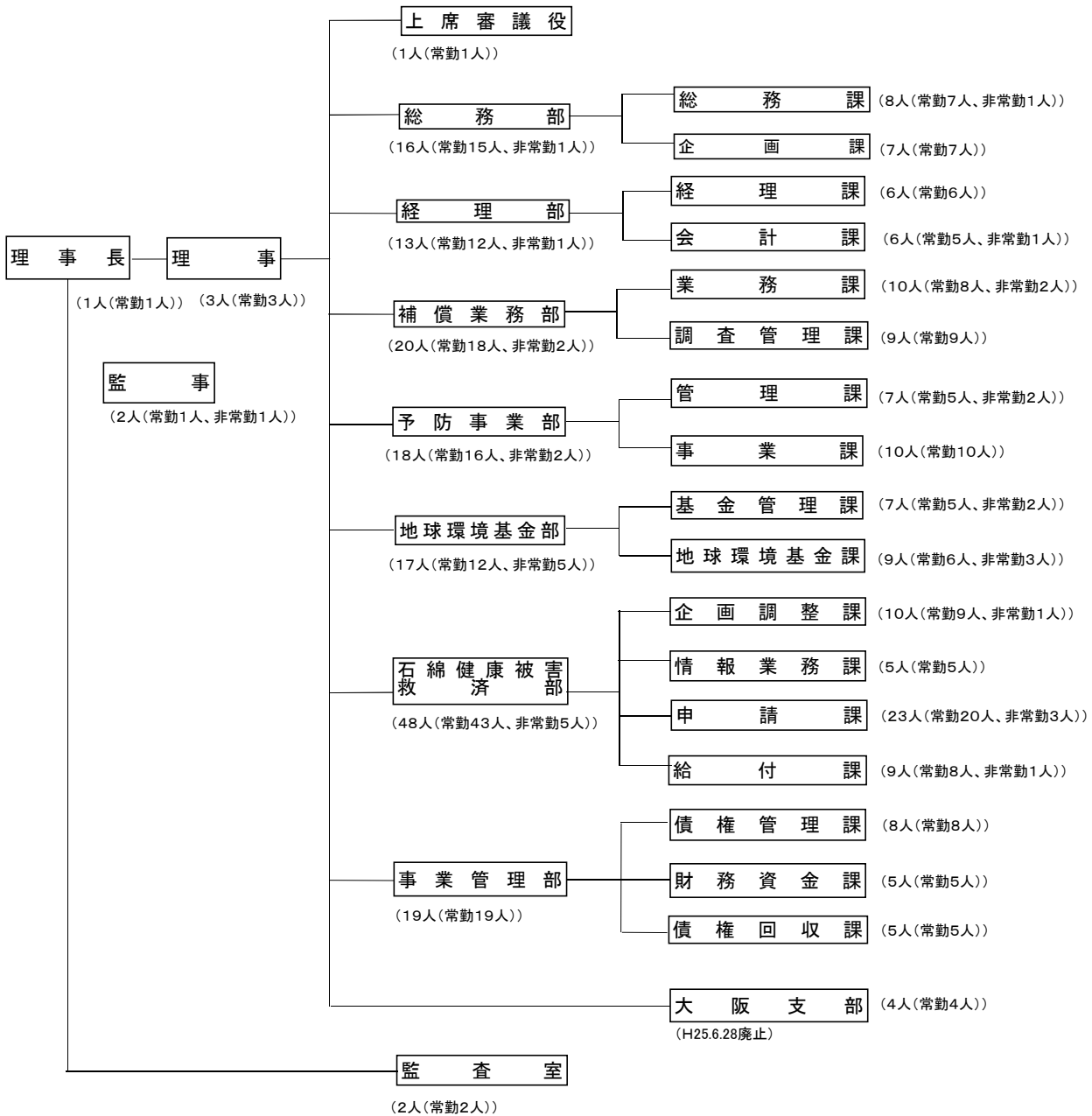
1. 独立行政法人の概要（その3）

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|-----|----------|
| NO. | 99 | 所管 | 環境省 | 法人名 | 環境再生保全機構 |
|-----|----|----|-----|-----|----------|

○組織図及び職員数（平成25年度）

<所在地>

- ・本部（大阪支部除くすべての部署） 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8F、9F
- ・大阪支部（H25.6.28廃止） 大阪府大阪市北区曾根崎新地1-1-49 梅田滋賀ビル4F



| | | | | | |
|-----|----|----|-----|-----|----------|
| No. | 99 | 所管 | 環境省 | 法人名 | 環境再生保全機構 |
|-----|----|----|-----|-----|----------|

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

○独立行政法人環境再生保全機構は、国の政策実施機関として、法律等の規定に基づき以下の業務を実施している。

| | |
|--------------------|---|
| ① 公害健康被害補償業務 | 環境省施策体系の「7-1 健康被害の救済及び予防」に該当 |
| ② 公害健康被害予防事業 | 環境省施策体系の「7-1 健康被害の救済及び予防」に該当 |
| ③ 地球環境基金業務 | 環境省施策体系の「9 環境政策の基盤整備」に該当 |
| ④ PCB廃棄物処理助成業務 | 環境省施策体系の「4-4 産業廃棄物対策」に該当 |
| ⑤ 最終処分場維持管理積立金管理業務 | 環境省施策体系の「4-4 産業廃棄物対策」に該当 |
| ⑥ 石綿健康被害救済業務 | 環境省施策体系の「7-3 石綿健康被害救済対策」に該当 |
| ⑦ 債権管理回収業務 | 旧環境事業団が行っていた建設譲渡事業等の債権管理回収業務を継承し実施している。 |

公害健康被害者への補償給付等に必要な汚染負荷量賦課金の確実な徴収及び都道府県等への納付、大気汚染による健康被害の予防を図るための患者等のニーズを踏まえた事業の実施等による公害健康被害補償制度・予防事業の円滑な運営や、石綿による健康被害を受けた者の認定や救済給付の迅速な処理による石綿健康被害者の救済、国の環境政策に整合した形で、NGO・NPOの環境保全活動の支援等を行うことによる国民にとって共通の利益である環境保全活動の推進等の成果をあげており、環境省独立行政法人評価委員会における総合評価でもA評価を受けている。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

本法人は2つの法人を統合し、独立行政法人として設立されたが、特殊法人時の単年度主義から、独法制度の活用により、中期目標期間の中で、複数年度にわたっての弾力的な事業運営を行うことが可能となり、中期的な視点に立った事業の効率化や改善の推進、業務の質の向上等に資する面があったものと思われる。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

| 府省名 | 事業番号 | 事業名 |
|-------|------|------------------------------|
| 環境省 | 61 | 新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築等事業 |
| 環境省 | 174 | PCB廃棄物対策推進費補助金 |
| 環境省 | 267 | 公害保健福祉事業助成費 |
| 環境省 | 269 | 自立支援型公害健康被害予防事業推進費 |
| 環境省 | 270 | 自動車重量税財源公害健康被害補償に係る納付金財源交付 |
| 環境省 | 278 | 石綿問題への緊急対策に必要な経費 |
| 環境省 | 328 | 独立行政法人環境再生保全機構債権管理回収業務償却処理経費 |
| 環境省 | 329 | 独立行政法人環境再生保全機構運営費 |
| 厚生労働省 | 450 | 石綿健康被害救済事業に必要な経費 |

○法人の業務における民間委託の状況 ※100万円以下の少額随契は積算対象から除く

| ①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務 | | | |
|-------------------------------------|------------------------------|----------------------|------------------------|
| 業務名 | 具体的業務委託内容 | 支出額(24年度決算) (百万円) | 委託先 |
| システム関連業務 | システムの調達、運用管理、保守等 | 97 | 富士通株式会社ほか |
| ②①以外の業務 | | | |
| 業務名 | 具体的業務委託内容 | 支出額(24年度決算) (百万円) | 委託先 |
| 印刷関連業務 | パンフレット・機関誌等の印刷等 | 58 | 株式会社ダイナムほか |
| 制作関連業務 | パンフレット機関誌等の制作等 | 71 | 株式会社東京法規出版ほか |
| 広報関連業務 | 雑誌・新聞等への掲載等 | 103 | 株式会社博報堂ほか |
| 研修関連業務 | 地方自治体の保健師等を対象としたぜん息等の専門的な研修等 | 64 | 株式会社トータルブレーションほか |
| 講演会等運営業務 | 講演会の運営事務局設置、当日の進行等 | 57 | 株式会社プロセスユニークほか |
| 調査・情報提供業務 | 現地調査、情報収集・情報提供等 | 26 | 一般社団法人JEANほか |
| 徴収業務 | 公害健康被害補償業務の徴収業務(申告書受付等業務) | 178 | 日本商工会議所 |
| 債権回収業務 | 債権の管理・回収業務 | 66 | エム・エー・フロンティア債権回収株式会社ほか |

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|-----|----------|
| No. | 99 | 所管 | 環境省 | 法人名 | 環境再生保全機構 |
|-----|----|----|-----|-----|----------|

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

| | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|
| (1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について | | | | | |
| ① 措置内容 | | | | | |
| <p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>1) 大阪支部について、業務運営の効率化を図る観点から、次期中期目標期間中に廃止する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>2) 石綿による健康被害の救済に関する法律附則第6条に規定されている政府の見直しにあわせ、環境再生保全機構においては、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。その際、石綿健康被害救済業務に必要な人員について、石綿健康被害者の迅速な救済の確保を前提にしつつ、既存業務の合理化により確保するなど、組織の肥大化防止に十分配慮するものとする。</p> | | | | | |
| ② これに対する現時点での考え方 | | | | | |
| <p>1) については、平成25年6月末で大阪支所を廃止しており、計画に則して実施した。</p> <p>2) については、第2期中期計画期間において、指定疾病の追加など業務量の増加につながる状況変化があったが、業務の効率化などにより新たな増員をすることなく対応するなどしており、計画に則して実施した。</p> | | | | | |
| (2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について | | | | | |
| ① 措置内容 | | | | | |
| 行政事業型の成果目標達成法人とする。 | | | | | |
| ② これに対する現時点での考え方 | | | | | |
| 見直しの基本方針に関する政府全体の考え方が示された時点で、必要に応じて対応を検討したいと考えている。 | | | | | |

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|-----|----------|
| No. | 99 | 所管 | 環境省 | 法人名 | 環境再生保全機構 |
|-----|----|----|-----|-----|----------|

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

| (3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項 | |
|------------------------------------|---|
| ① 指摘事項 | <p>・政策評価・独立行政法人評価委員会「勧告の方向性」（平成19年12月11日） 勧告の方向性の内容は、基本的に、独立行政法人整理合理化計画の内容と同様であるため、同合理化計画に記載のない点について、以下の通り記載する。</p> <p><整理合理化計画に記載のない事項で勧告の方向性において記載のある組織見直しに関する事項></p> <p>1) 第2 組織面の見直し 3 中期目標等における組織体制及び人員の合理化目標の明確化</p> <p>・会計検査院による指摘事項 なし</p> |
| ② 対応状況 | <p>●整理合理化計画と同一内容の指摘事項への対応状況については、(1)②を参照。 ●上記以外の部分の対応状況については、勧告の方針に則して事業を実施している。 具体的には以下のとおり。 1)について、第2期中期計画において、組織体制及び人員の合理化目標を明確化し、組織改編により4課削減するなどの取組が行われている。</p> |

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|-----|----------|
| No. | 99 | 所管 | 環境省 | 法人名 | 環境再生保全機構 |
|-----|----|----|-----|-----|----------|

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

環境再生保全機構は、公益目的のために事業者等から徴収、積立て、出えんされた金銭や政府の出資や補助、地方公共団体の補助といった様々な性格の金銭を集め、これをそれぞれの制度の目的に従い分配する業務等を担っている。今後においても、引き続き、国の関与の下に、関係者及び国民の理解を得ながら、公平且つ確実・安定的にそれら金銭の分配や健康被害の予防や民間による環境保全活動等の推進のための事業を行うことが求められているところであり、環境再生保全機構が行う事務及び事業の全てについて廃止又は他の法人等に移管する要素は見あたらない。

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|-----|----------|
| No. | 99 | 所管 | 環境省 | 法人名 | 環境再生保全機構 |
|-----|----|----|-----|-----|----------|

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

特に意見はない。